

令和3年度  
第2回三島市地域包括支援センター運営懇話会 会議録

1 開催方法

書面審議（令和3年度第2回三島市地域密着型サービス運営懇話会と合同開催）

2 出席者

渡辺委員、青田委員、吉富委員、杉山委員、土佐谷委員、渡邊委員、大谷委員、  
近藤委員、鈴木委員、本田委員、米山委員、中神委員、村瀬委員、三枝委員

3 会議の内容

議題（各資料参照）

（1）令和2年度における三島市地域包括支援センターの事業評価について

【意見、質疑・応答】

（質問内容）市町村指標Q39：センターと協議しつつ、センターにおいて受けた相談事例の終結条件を定めているか。センター指標Q30：相談事例の終結条件を、市町村と共有しているか、について

- ・相談内容のやりとりで終結のアドバイス等をしていると思う。地域包括支援センターでどのように相談事例を終結したがフィードバックしてもらい、データを集積し解析すれば終結条件が見つかると思う。相談にはいろいろあり初めから終結条件を決めておくことは難しいと思う。終結までいかないケースもあると思う。相談者がどの程度納得するかだと思う。
- ・全く何も共有していないのか。一定程度の終結条件は提示しているのではないか。

（事務局回答）

現在、終結条件の提示・共有は行っていない。しかしながら、高齢者人口の増加や家族なども含めた複合的課題も生じており、相談件数も増えています。死亡や転出、最終相談日からの経過期間、残された課題等、事例の整理を含め終結条件を検討していきたいと考えています。

（質問内容）市町村指標Q45：成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準をセンターと共有しているか。センター指標Q36：成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準が、市町村から共有されているか、について

- ・成年後見支援センターに相談するように案内しているので良いと思う。地域包括支援センターは相談の窓口であって、相談者は成年後見センターを教えることで道が開けると思う。
- ・判断基準こそ共有はされていないかもしれないが、センターにおいて専門機関と検討しているので、独断で判断しているわけではないと思う。

（事務局回答）

三島市成年後見支援センターにつないだ後、コーディネート委員会での検討をふまえ、必要に応じて担当課である福祉総務課にて対応を行っています。

引き続き三島市成年後見支援センターと連携しつつ、各地区地域包括支援センターと情報共有していきたいと考えています。

- ・5つの地域包括支援センターが共に全国平均より下回っている総合相談支援及び権利擁護について、相談事業が受け身である難しさを痛感します。

(2) 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの委託状況について  
意見無し

(3) 令和4年度における三島市地域包括支援センター運営事業の業務委託について  
意見無し

(4) その他

- ・コロナ禍における事業運営上の工夫等ありましたら教えてください。

(事務局回答)

会議や研修会など、WEBでの開催が充実しました。地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、医療機関とのやり取りが主となりますが、市が開催した高齢者向けのSNSに関する教室の参加者も増えているため、今後は市民に向けた講座や研修会などでの活用も拡大していきたいと考えています。

また、包括支援センター職員に対しても、専門看護師による感染症対策に関する研修を行い、職員の意識の向上を図りました。

- ・三島北地区地域包括支援センターのシャギリ庵（認知症カフェ）を体験したが、よかったのでもっとPRしたほうが良い。他にも同様の企画があったら教えてほしい。

(事務局回答)

各地域包括支援センターだけではなく、生活圏域ごとで開催している認知症カフェについてもホームページや通いの場マップ、認知症ケアパスなどに掲載し周知を行っています。従来からのチラシや口コミはもちろんですが、ホームページやSNSでより多くの人に知ってもらう工夫をしていきたいと考えています。

- ・事業評価では総合的に全国平均より上回っており、評価される運営をしていると思う。平均を下回った業務について、その要因となった未実施の項目を前向きにとらえ、今後の取組について計画をしていると思われるので、全国平均を上回ってほしいと思う。

(事務局回答)

各地区地域包括支援センターと事業評価結果を共有しながら、それぞれの活動の強みをいかした運営強化を図ってまいります。

令和3年度  
第2回三島市地域包括支援センター  
運営懇話会

資 料

令和4年2月10日（木）

三島市  
地域包括ケア推進課

令和3年度  
第2回三島市地域包括支援センター運営懇話会 資料

目 次

内容

- 1 令和2年度における三島市地域包括支援センターの事業評価について..... 1
- 2 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの委託状況について..... 20
- 3 令和4年度における三島市地域包括支援センター運営事業の業務委託について..... 23

## 1 令和2年度における地域包括支援センターの事業評価について

### (1) 目的

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としている。

センターが地域において求められる機能を十分に発揮するためには、人員体制及び業務の状況を定期的に把握・評価し、その結果を踏まえて、センターの設置者及び市町村が事業の質の向上のための必要な改善を図っていくことが重要である。

こうした観点から、平成29年に介護保険法（平成9年法律第123号）が一部改正され、市町村やセンターは、センターの事業について評価を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととされた。

平成30年には、厚生労働省が全国統一の評価指標を策定し、全ての市町村及びセンターで取組状況を評価することとなった。

### (2) 事業評価の流れ

市町村及びセンターは、評価指標に基づいて取組状況の確認を行い、都道府県を通じて厚生労働省に報告する。厚生労働省では全国の評価結果を集計して見える化を図り、都道府県を通じて市町村へ通知する。

市町村は評価結果を踏まえて、地域包括支援センター運営懇話会において点検を行い、課題を踏まえた機能強化策の検討を行うとともに、実行後の検証も行うこととされている。

### <参考>

#### センターの業務内容

##### ○ 総合相談支援業務

地域の高齢者がどのような支援が必要かを把握し、適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行う（総合相談、地域包括支援ネットワーク構築、実態把握等）。

##### ○ 権利擁護業務

高齢者の権利侵害の予防や対応を専門的に行う（高齢者虐待の防止及び対応、消費者被害の防止及び対応、成年後見制度の申立て支援等）。

##### ○ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを介護支援専門員（ケアマネジャー）が実践することができるよう、地域における関係機関等の連携・協働の体制づくりや、個々のケアマネジャーへのサポートを行う（地域ケア会議の開催等）。

※地域ケア会議は、医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会長、NPO法人、社会福祉法人、ボランティアなど、多職種が協働して個別事例の支援内容を検討することによって高齢者の課題解決を支援するとともに、共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結びつける役割を担う。

## (3) 市の業務評価 ※全国平均を下回った要因と考えられる項目を太枠で表示

市町村指標			全国調査結果
1 組織・運営体制等			
(1) 組織運営体制			
1	Q19	運営協議会での議論を経て、センターの運営方針を策定し、センターへ伝達しているか。	○ 71.2%
2	Q20	年度ごとのセンターの事業計画の策定に当たり、センターと協議を行っているか。	○ 75.0%
3	Q21	前年度における運営協議会での議論を踏まえ、センターの運営方針、センターへの支援・指導の内容を改善したか。	○ 48.5%
4	Q22	市町村とセンターの間の連絡会合を、定期的で開催しているか。	○ 85.8%
5	Q23	センターに対して、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報を提供しているか。	○ 96.7%
6	Q24	センターに対して、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく3職種の配置を義務付けているか。	○ 92.4%
7	Q25	センターにおいて、3職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)が配置されているか。	○ 75.0%
8	Q26	センターの3職種(準ずる者含む)一人当たり高齢者数(圏域内の高齢者数/センター人員)の状況が1,500人以下であるか。	○ 59.9%
9	Q27	センター職員の資質向上の観点から、センター職員を対象とした研修計画を策定し、年度当初までにセンターに示しているか。	× 48.5%
10	Q28	センターに対して、夜間・早朝の窓口(連絡先)の設置を義務付けているか。	○ 74.8%
11	Q29	センターに対して、平日以外の窓口(連絡先)の設置を義務付けているか。	○ 78.1%
12	Q30	市町村の広報紙やホームページなどでセンターの周知を行っているか。	○ 96.0%
13	Q31	介護サービス情報公表システム等において、センターの事業内容・運営状況に関する情報を公表しているか。	○ 84.4%
平均点数・個数			12 9.9
平均点数・%			92.3% 75.9%
(2) 個人情報の保護			
14	Q32	個人情報保護に関する市町村の取扱方針をセンターに示しているか。	○ 93.5%
15	Q33	個人情報が漏えいした場合の対応など、センターが行うべき個人情報保護の対応について、センターへ指示しているか。	○ 81.7%
16	Q34	センターからの個人情報漏えい等の報告事案に対し、対応策を指示・助言しているか。	○ 89.7%
平均点数・個数			3 2.6
平均点数・%			100.0% 88.3%
(3) 利用者満足の向上			
17	Q35	苦情内容の記録等、苦情対応に関する市町村の方針をセンターに示しているか。	○ 82.9%
18	Q36	センターが受けた介護サービスに関する相談について、センターから市町村に対して報告や協議を受ける仕組みを設けている	○ 95.8%
19	Q37	相談者のプライバシーが確保される環境整備に関する市町村の方針をセンターに示しているか。	○ 79.3%
平均点数・個数			3 2.6
平均点数・%			100.0% 86.0%
1 組織運営体制等 計 点数:個数			18 15.1
1 組織運営体制等 計 点数:%			94.7% 79.4%

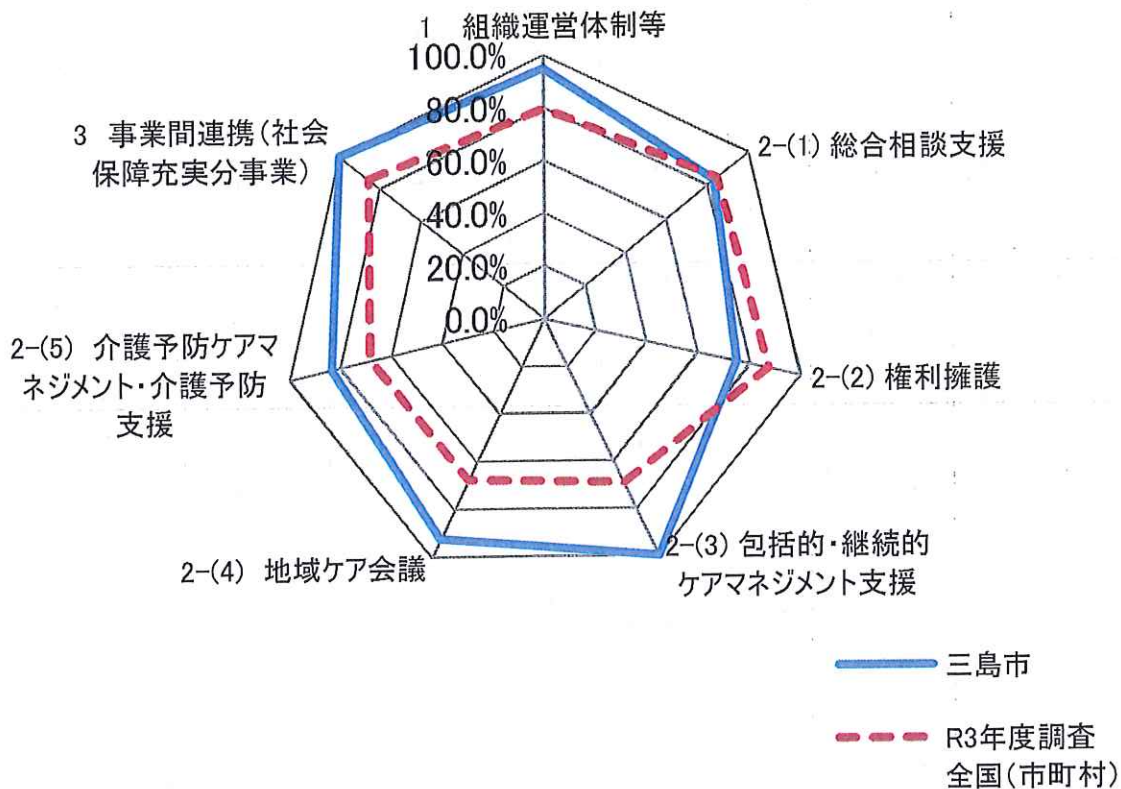
市町村指標			全国調査結果	
<b>2 個別業務</b>				
<b>(1) 総合相談支援業務</b>				
20	Q38	市町村レベルの関係団体(民生委員等)の会議に、定期的に参加しているか。	○	83.1%
21	Q39	センターと協議しつつ、センターにおいて受けた相談事例の終結条件を定めているか。	×	50.5%
22	Q40	センターにおける相談事例の分類方法を定めているか。	○	90.1%
23	Q41	1年間におけるセンターの相談件数を把握しているか。	○	98.4%
24	Q42	センターからの相談事例に関する支援要請に対応したか。	○	96.8%
25	Q43	センターが対応した家族介護者からの相談について、相談件数・相談内容を把握しているか。	○	90.1%
平均点数・個数			5	5.1
平均点数・%			83.3%	84.8%
<b>(2) 権利擁護業務</b>				
26	Q45	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準をセンターと共有しているか。	×	80.8%
27	Q46	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れを整理し、センターと共有しているか。	○	92.3%
28	Q47	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	○	94.5%
29	Q48	消費生活に関する相談窓口及び警察に対して、センターとの連携についての協力依頼を行っているか。	○	82.0%
平均点数・個数			3	3.5
平均点数・%			75.0%	87.4%
<b>(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</b>				
30	Q49	日常生活圏域ごとの居宅介護支援事業所のデータを把握し、センターに情報提供しているか。	○	80.4%
31	Q50	センターと協議の上、センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を作成しているか。	○	71.6%
32	Q51	介護支援専門員を対象に、包括的・継続的ケアマネジメントを行うための課題や支援などに関するアンケートや意見収集等を行い、センターに情報提供を行っているか。	○	51.7%
33	Q52	地域の介護支援専門員の実践力向上を図ることなどを目的とした、地域ケア会議や事例検討等を行うことができるように、センター職員を対象とした研修会を開催しているか。	○	55.0%
34	Q53	介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設けているか。	○	81.4%
35	Q54	センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	○	75.4%
平均点数・個数			6	4.2
平均点数・%			100.0%	69.2%

市町村指標			全国調査結果	
<b>(4) 地域ケア会議</b>				
36	Q55	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定し、センターに示しているか。	○	68.8%
37	Q55-1	地域の医療・介護・福祉等の関係者に、策定した地域ケア会議の開催計画を周知しているか。	○	55.8%
38	Q56	センター主催の地域ケア会議の運営方法や、市町村主催の地域ケア会議との連携に関する方針を策定し、センターに対して周知	○	67.5%
39	Q59	センター主催の個別事例について検討する地域ケア会議に参加しているか。	○	89.2%
40	Q61	地域ケア会議において多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じて	○	87.2%
41	Q62	センターと協力し、地域ケア会議における個人情報の取扱方針を定め、センターに示すとともに、市町村が主催する地域ケア会議で対応しているか。	○	77.7%
42	Q63	地域ケア会議の議事録や検討事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じているか。	○	77.9%
43	Q64	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ実行している	○	68.2%
44	Q65	生活援助の訪問回数の多いケアプラン(生活援助中心のケアプラン)の地域ケア会議等での検証について実施体制を確保してい	○	63.5%
45	Q67	センター主催の地域課題に関して検討する地域ケア会議に参加しているか。	○	75.8%
46	Q68	センター主催の地域ケア会議で検討された内容を把握しているか。	○	88.0%
47	Q69	センター主催及び市町村主催も含めた、地域ケア会議の検討内容をとりまとめて、住民向けに公表しているか。	×	14.9%
48	Q70	複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村に提言しているか。	○	49.7%
平均点数・個数			12	8.8
平均点数・%			92.3%	68.0%
<b>(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援</b>				
49	Q71	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する市町村の基本方針を定め、センターに周知しているか。	○	67.4%
50	Q72	センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。	○	83.7%
51	Q73	利用者のセルフマネジメントを推進するため、介護予防手帳などの支援の手法を定め、センターに示しているか。	×	35.6%
52	Q74	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定について、公平性・中立性確保のための指針を作成し、センターに明示しているか。	○	63.9%
53	Q75	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際のセンターの関与について、市町村の方針をセンターに対して明示して	○	63.5%
54	Q76	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援におけるセンターの人員体制と実施件数を把握しているか。	○	96.4%
平均点数・個数			5	4.1
平均点数・%			83.3%	68.4%
2 個別業務 計 点数:個数			31	25.7
2 個別業務 計 点数:%			88.6%	73.4%



市町村指標				全国調査結果
<b>3 事業間連携(社会保障充実分事業)</b>				
55	Q77	医療関係者とセンターの合同の事例検討会の開催または開催支援を行っているか。	○	73.9%
56	Q78	医療関係者とセンターの合同の講演会・勉強会等の開催または開催支援を行っているか。	○	81.6%
57	Q79	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	○	88.1%
58	Q80	認知症初期集中支援チームとセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っ	○	92.8%
59	Q81	生活支援コーディネーターや協議体とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	○	91.8%
3 事業間連携 計 平均点数・個数			5	4.3
3 事業間連携 計 平均点数・%			100.0%	85.6%

全国平均との比較(レーダーチャート)



(4) センターの業務評価 ※全国平均を下回った要因と考えられる項目を太枠で表示

センター項目		全国調査結果	三島	三島北	北上	錦田	中郷
<b>1 組織運営体制等</b>							
<b>(1) 組織運営体制</b>							
1	Q11 市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか。	94.4%	○	○	○	○	○
2	Q11-1 事業計画の策定に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映しているか。	86.7%	○	○	○	○	○
3	Q12 市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られているか。	95.5%	○	○	○	○	○
4	Q13 市町村が設置する定期的な連絡会合に、毎回、出席しているか。	92.8%	○	○	○	○	○
5	Q14 市町村から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受けているか。	97.2%	○	○	○	○	○
6	Q15 把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組における重点項目を設定しているか。	84.0%	○	○	○	○	○
7	Q16 3職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)を配置しているか。	60.8%	○	×	○	×	○
8	Q17 市町村から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されているか。	69.3%	×	×	×	×	×
9	Q18 センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修(Off-JT)を実施しているか。	77.0%	○	○	○	○	○
10	Q19 夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	68.8%	○	○	○	○	○
11	Q20 平日以外の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	72.5%	○	○	○	○	○
12	Q21 パンフレットの配布など、センターの周知を行っているか。	96.7%	○	○	○	○	○
平均点数・個数		10.0	11	10	11	10	11
平均点数・%		83.0%	91.7%	83.3%	91.7%	83.3%	91.7%
<b>(2) 個人情報の管理</b>							
13	Q22 個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を整備しているか。	92.0%	○	○	○	○	○
14	Q23 個人情報が漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知しているか。	88.9%	○	○	○	○	○
15	Q24 個人情報保護に関する責任者(常勤)を配置しているか。	93.0%	○	○	○	○	○
16	Q25 個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか。	70.1%	○	○	○	○	○
平均点数・個数		3.4	4	4	4	4	4
平均点数・%		86.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
<b>(3) 利用者満足の向上</b>							
17	Q26 市町村の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録しているか。	95.6%	○	○	○	○	○
18	Q27 センターが受けた介護サービスに関する相談について、市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられているか。	96.5%	○	○	○	○	○
19	Q28 相談者のプライバシー確保に関する市町村の方針に沿い、プライバシーが確保される環境を整備しているか。	95.5%	○	○	○	○	○
平均点数・個数		2.9	3	3	3	3	3
平均点数・%		95.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1計 平均点数・個数		16.3	18	17	18	17	18
1計 平均点数・%		85.6%	94.7%	89.5%	94.7%	89.5%	94.7%

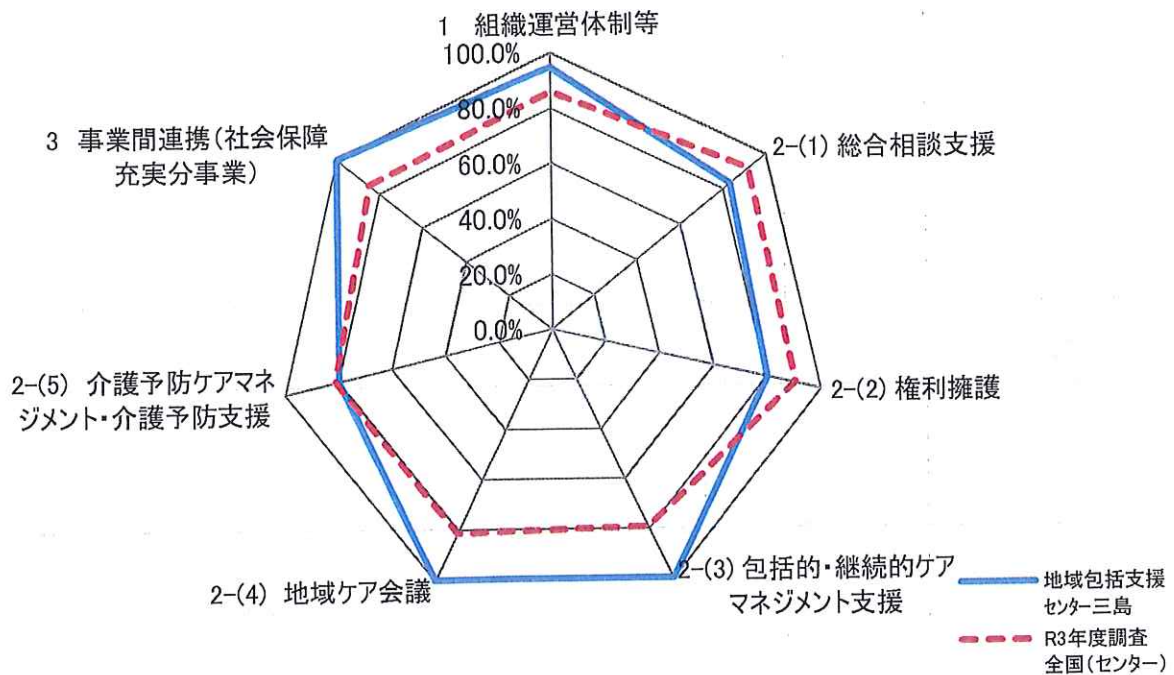
センター項目		全国調査結果	三島	三島北	北上	錦田	中郷
2 個別業務							
(1) 総合相談支援							
20	Q29	地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか。	94.4%	○	○	○	○
21	Q30	相談事例の終結条件を、市町村と共有しているか。	73.4%	×	×	×	×
22	Q31	相談事例の分類方法を、市町村と共有しているか。	94.3%	○	○	○	○
23	Q32	1年間の相談件数を市町村に報告しているか。	97.9%	○	○	○	○
24	Q33	相談事例解決のために、市町村への支援を要請し、その要請に対し市町村からの支援があったか。	95.6%	○	○	○	○
25	Q34	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめているか。	95.0%	○	○	○	○
平均点数・個数		5.5	5	5	5	5	5
平均点数・%		91.8%	83.3%	83.3%	83.3%	83.3%	83.3%
(2) 権利擁護							
26	Q36	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準が、市町村から共有されているか。	83.2%	×	×	×	×
27	Q38	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか。	96.8%	○	○	○	○
28	Q39	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	96.2%	○	○	○	○
29	Q40	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応しているか。	90.9%	○	○	○	○
30	Q41	消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っているか。	84.0%	○	○	×	○
平均点数・個数		4.5	4	4	3	4	4
平均点数・%		90.3%	80.0%	80.0%	60.0%	80.0%	80.0%
(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援							
31	Q42	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータを把握しているか。	92.0%	○	○	○	○
32	Q43	介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に、指定居宅介護支援事業所に示しているか。	68.8%	○	○	○	○
33	Q44	介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市町村からの情報提供や、市町村による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催しているか。	85.2%	○	○	○	○
34	Q45	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設けているか。	79.6%	○	○	○	○
35	Q46	介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか。	72.7%	○	○	○	○
36	Q47	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	78.1%	○	○	○	○
平均点数・個数		4.8	6	6	6	6	6
平均点数・%		79.4%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

センター項目		全国調査結果	三島	三島北	北上	錦田	中郷
<b>(4) 地域ケア会議</b>							
37	Q48	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されているか。	83.2%	○	○	○	○
38	Q49	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知しているか。	78.1%	○	○	○	○
39	Q50	センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討しているか。	88.3%	○	○	○	○
40	Q53	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	77.1%	○	○	○	○
41	Q54	市町村から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応しているか。	87.0%	○	○	○	○
42	Q55	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか。	82.8%	○	○	○	○
43	Q56	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしているか。	79.5%	○	○	○	○
44	Q51	センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関して検討しているか。	69.2%	○	○	○	○
45	Q57	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告しているか。	88.3%	○	○	○	○
平均点数・個数		7.3	9	9	9	9	9
平均点数・%		81.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
<b>(5) 介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援</b>							
46	Q58	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか。	78.6%	○	○	○	○
47	Q59	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがあるか。	95.8%	○	○	○	○
48	Q60	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか。	55.3%	×	×	×	×
49	Q61	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されているか。	83.3%	○	○	○	○
50	Q62	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っているか。	93.8%	○	○	○	○
平均点数・%		4.1	4	4	4	4	4
平均点数・%		81.4%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%
2計 平均点数:個数		26.2	27	28	27	28	28
2計 点数:%		84.5%	87.1%	90.3%	87.1%	90.3%	90.3%

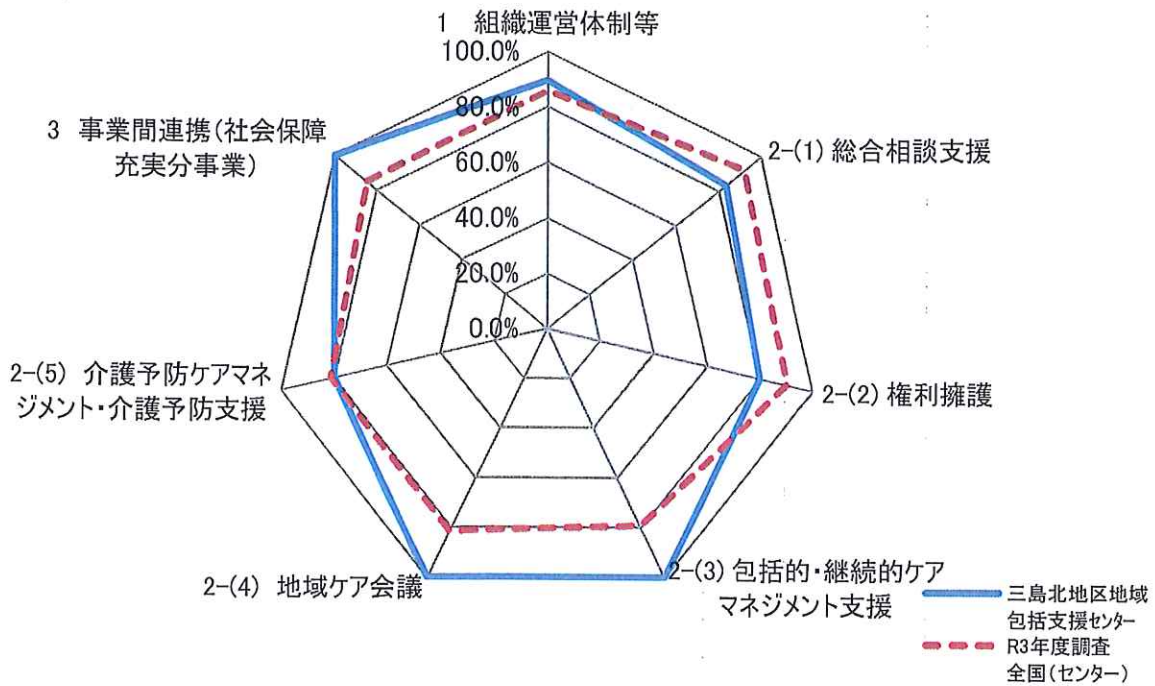
センター項目		全国調査結果	三島	三島北	北上	錦田	中郷
<b>3 事業間連携(社会保障充実分事業)</b>							
51	Q63	医療関係者と合同の事例検討会に参加しているか。	75.6%	○	○	○	○
52	Q64	医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加しているか。	87.6%	○	○	○	○
53	Q65	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。	82.6%	○	○	○	×
54	Q66	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか。	88.9%	○	○	○	○
55	Q67	生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしているか。	89.1%	○	○	○	○
3計 平均点数:個数		4.2	5	5	5	4	5
3計 点数:%		84.8%	100.0%	100.0%	100.0%	80.0%	100.0%

全国平均との比較(レーダーチャート)

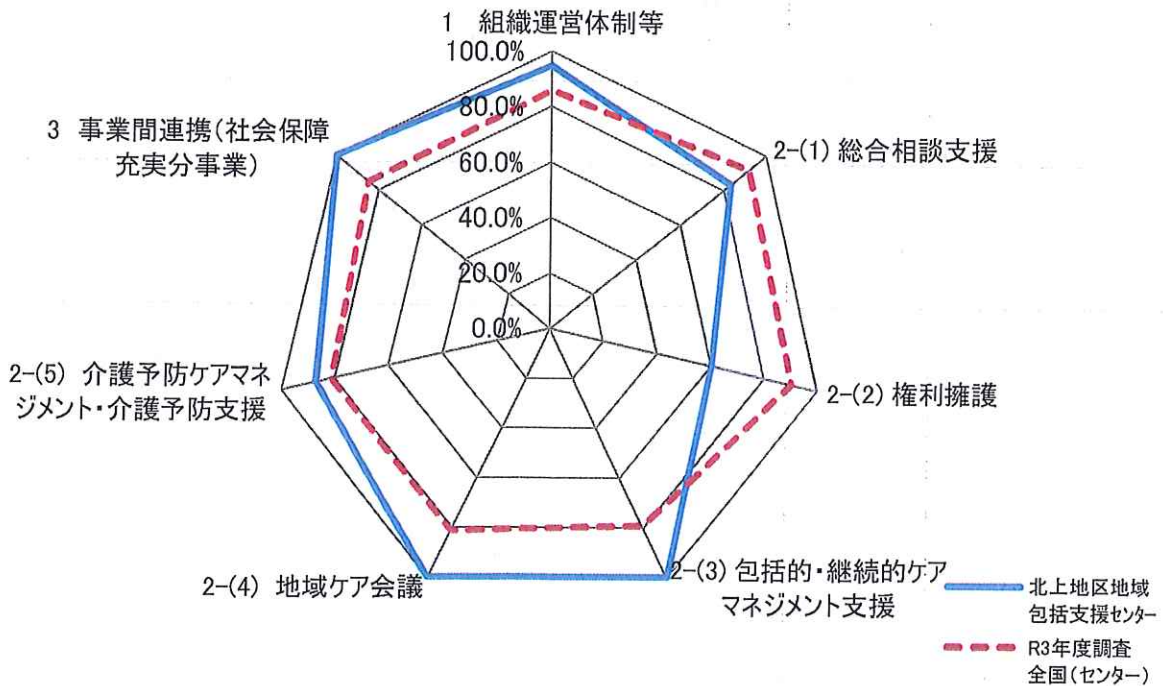
<地域包括支援センター三島>



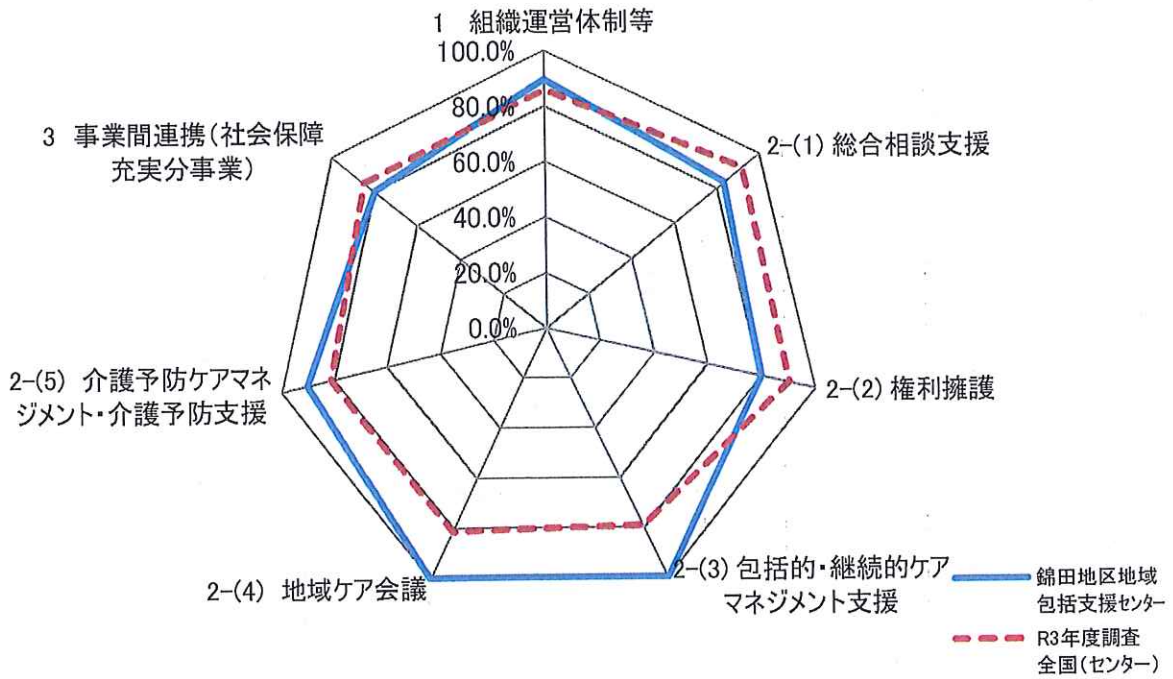
<三島北地区地域包括支援センター>



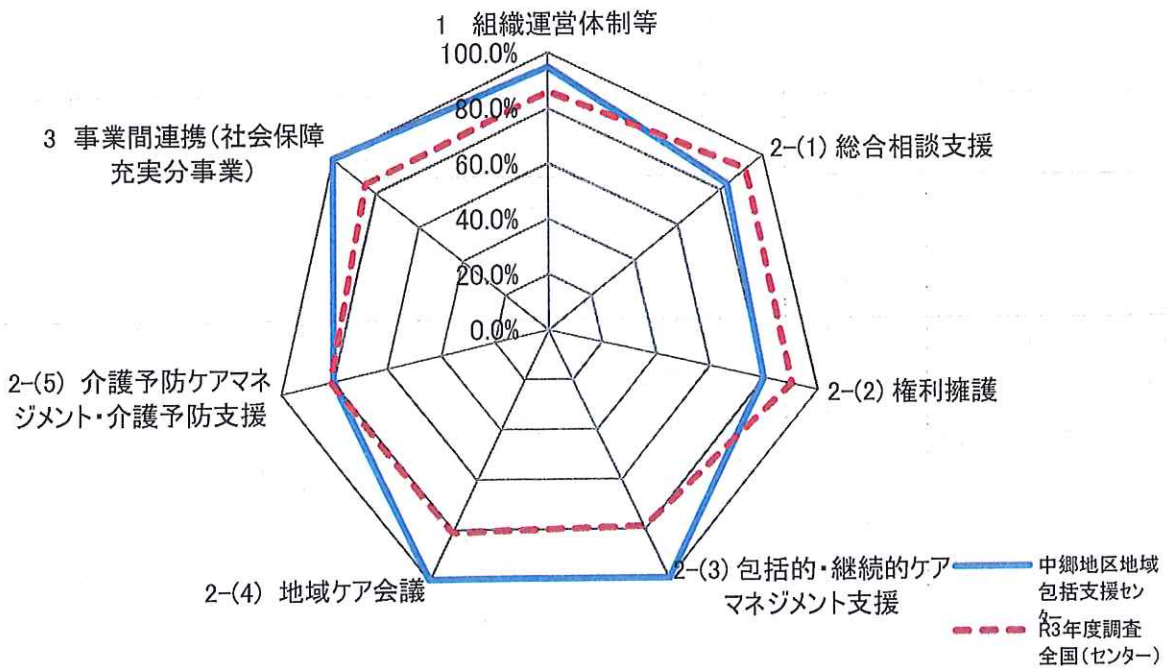
<北上地区地域包括支援センター>



<錦田地区地域包括支援センター>



<中郷地区地域包括支援センター>



(5) 市とセンターとの連携に関する評価 ※市の取組とセンターの取組に差が見られる項目を太枠で表示

市町村指標		実施状況	センター指標		三島	三島北	北上	錦田	中郷
<b>1 組織・運営体制等</b>									
<b>(1) 組織運営体制</b>									
Q19	運営協議会での議論を経て、センターの運営方針を策定し、センターへ伝達しているか。	○	Q11	市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか。	○	○	○	○	○
Q20	年度ごとのセンターの事業計画の策定に当たり、センターと協議を行っているか。	○	Q11-1	事業計画の策定に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映しているか。	○	○	○	○	○
Q21	前年度における運営協議会での議論を踏まえ、センターの運営方針、センターへの支援・指導の内容を改善したか。	○	Q12	市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られているか。	○	○	○	○	○
Q22	市町村とセンターの間の連絡会合を、定期的に開催しているか。	○	Q13	市町村が設置する定期的な連絡会合に、毎回、出席しているか。	○	○	○	○	○
Q23	センターに対して、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報を提供しているか。	○	Q14	市町村から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受けているか。	○	○	○	○	○
Q25	センターにおいて、3職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)が配置されているか。	○	Q16	3職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)を配置しているか。	○	×	○	×	○
Q27	センター職員の資質向上の観点から、センター職員を対象とした研修計画を策定し、年度当初までにセンターに示しているか。	×	Q17	市町村から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されているか。	×	×	×	×	×
Q28	センターに対して、夜間・早朝の窓口(連絡先)の設置を義務付けているか。	○	Q19	夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	○	○	○	○	○
Q29	センターに対して、平日以外の窓口(連絡先)の設置を義務付けているか。	○	Q20	平日以外の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	○	○	○	○	○
Q30	市町村の広報紙やホームページなどでセンターの周知を行っているか。	○	Q21	パンフレットの配布など、センターの周知を行っているか。	○	○	○	○	○
<b>(2) 個人情報の保護</b>									
Q32	個人情報保護に関する市町村の取扱方針をセンターに示しているか。	○	Q22	個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を整備しているか。	○	○	○	○	○
Q33	個人情報が漏えいした場合の対応など、センターが行うべき個人情報保護の対応について、センターへ指示しているか。	○	Q23	個人情報が漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知しているか。	○	○	○	○	○
<b>(3) 利用者満足の向上</b>									
Q35	苦情内容の記録等、苦情対応に関する市町村の方針をセンターに示しているか。	○	Q26	市町村の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録しているか。	○	○	○	○	○
Q36	センターが受けた介護サービスに関する相談について、センターから市町村に対して報告や協議を受ける仕組みを設けているか。	○	Q27	センターが受けた介護サービスに関する相談について、市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられているか。	○	○	○	○	○
Q37	相談者のプライバシーが確保される環境整備に関する市町村の方針をセンターに示しているか。	○	Q28	相談者のプライバシー確保に関する市町村の方針に沿い、プライバシーが確保される環境を整備しているか。	○	○	○	○	○



市町村指標		実施状況	センター指標		三島	三島北	北上	錦田	中郷
<b>2. 個別業務</b>									
<b>(1) 総合相談支援業務</b>									
Q39	センターと協議しつつ、センターにおいて受けた相談事例の最終条件を定めているか。	×	Q30	相談事例の最終条件を、市町村と共有しているか。	×	×	×	×	×
Q40	センターにおける相談事例の分類方法を定めているか。	○	Q31	相談事例の分類方法を、市町村と共有しているか。	○	○	○	○	○
Q41	1年間におけるセンターの相談件数を把握しているか。	○	Q32	1年間の相談件数を市町村に報告しているか。	○	○	○	○	○
Q42	センターからの相談事例に関する支援要請に対応したか。	○	Q33	相談事例解決のために、市町村への支援を要請し、その要請に対し市町村からの支援があったか。	○	○	○	○	○
Q43	センターが対応した家族介護者からの相談について、相談件数・相談内容を把握しているか。	○	Q34	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめているか。	○	○	○	○	○
<b>(2) 権利擁護業務</b>									
Q45	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準をセンターと共有しているか。	×	Q36	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準が、市町村から共有されているか。	×	×	×	×	×
Q46	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れを整理し、センターと共有しているか。	○	Q38	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか。	○	○	○	○	○
Q47	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	○	Q39	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	○	○	○	○	○
Q48	消費生活に関する相談窓口及び警察に対して、センターとの連携についての協力依頼を行っているか。	○	Q40	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応しているか。	○	○	○	○	○
<b>(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</b>									
Q49	日常生活圏域ごとの居宅介護支援事業所のデータを把握し、センターに情報提供しているか。	○	Q42	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータを把握しているか。	○	○	○	○	○
Q50	センターと協議の上、センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を作成しているか。	○	Q43	介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に、指定居宅介護支援事業所に示しているか。	○	○	○	○	○
Q51	介護支援専門員を対象に、包括的・継続的ケアマネジメントを行うための課題や支援などに関するアンケートや意見収集等を行い、センターに情報提供を行っているか。	○	Q44	介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市町村からの情報提供や、市町村による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催しているか。	○	○	○	○	○
Q53	介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設けているか。	○	Q45	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設けているか。	○	○	○	○	○
Q54	センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	○	Q47	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	○	○	○	○	○

市町村指標		実施状況	センター指標		三島	三島北	北上	錦田	中郷
<b>(4) 地域ケア会議</b>									
Q55	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定し、センターに示しているか。	○	Q48	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されているか。	○	○	○	○	○
Q56	センター主催の地域ケア会議の運営方法や、市町村主催の地域ケア会議との連携に関する方針を策定し、センターに対して周知しているか。	○	Q49	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知しているか。	○	○	○	○	○
Q59	センター主催の個別事例について検討する地域ケア会議に参加しているか。	○	Q50	センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討しているか。	○	○	○	○	○
Q61	地域ケア会議において多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	○	Q53	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	○	○	○	○	○
Q62	センターと協力し、地域ケア会議における個人情報の取扱方針を定め、センターに示すとともに、市町村が主催する地域ケア会議で対応しているか。	○	Q54	市町村から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応しているか。	○	○	○	○	○
Q63	地域ケア会議の議事録や検討事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じているか。	○	Q55	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか。	○	○	○	○	○
Q64	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ実行しているか。	○	Q56	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしているか。	○	○	○	○	○
Q67	センター主催の地域課題に関して検討する地域ケア会議に参加しているか。	○	Q51	センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関して検討しているか。	○	○	○	○	○
Q68	センター主催の地域ケア会議で検討された内容を把握しているか。	○	Q57	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告しているか。	○	○	○	○	○
<b>(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援</b>									
Q71	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する市町村の基本方針を定め、センターに周知しているか。	○	Q58	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか。	○	○	○	○	○
Q72	センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。	○	Q59	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがあるか。	○	○	○	○	○
Q73	利用者のセルフマネジメントを推進するため、介護予防手帳などの支援の手法を定め、センターに示しているか。	×	Q60	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか。	×	×	×	×	×
Q74	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定について、公平性・中立性確保のための指針を作成し、センターに明示しているか。	○	Q61	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されているか。	○	○	○	○	○
Q75	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際のセンターの関与について、市町村の方針をセンターに対して明示しているか。	○	Q62	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っているか。	○	○	○	○	○

市町村指標		実施 状況	センター指標		三島	三島北	北上	錦田	中郷
3 事業間連携(社会保障充実分事業)									
Q77	医療関係者とセンターの合同の事例検討会の開催または開催支援を行っているか。	○	Q63	医療関係者と合同の事例検討会に参加しているか。	○	○	○	○	○
Q78	医療関係者とセンターの合同の講演会・勉強会等の開催または開催支援を行っているか。	○	Q64	医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加しているか。	○	○	○	○	○
Q79	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	○	Q65	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。	○	○	○	×	○
Q80	認知症初期集中支援チームとセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	○	Q66	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか。	○	○	○	○	○
Q81	生活支援コーディネーターや協議体とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	○	Q67	生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしているか。	○	○	○	○	○

## (6) 全国平均を下回った業務とその要因となった未実施の項目

### <市の業務>

#### 2- (1) 総合相談支援業務

- ◆ センターと協議しつつ、センターにおいて受けた相談事例の終結条件を、定めているか。(Q39)

\*一律の終結条件は定めず、各地域包括支援センターでの判断としています。

#### 2- (2) 権利擁護業務

- ◆ 成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準をセンターと共有しているか。(Q45)

\*成年後見制度の市長申し立てに係る事務を行っている部署でも判断基準を提示していないため、各地域包括支援センターで判断し、成年後見センターに相談するよう案内をしています。

### <センターの業務>

#### 2- (1) 総合相談支援業務

- ◆ 相談事例の終結条件を、市町村と共有しているか。(Q30)

#### 2- (2) 権利擁護業務

- ◆ 成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準が、市町村から共有されているか。(Q36)
- ◆ 消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っているか。(Q41) (北上)

#### 2- (5) 介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援業務

- ◆ 利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか。(Q60)

\*介護予防手帳等、利用者のセルフマネジメントを推進するために市から示しているものではありません。介護予防ケアマネジメントは、介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ(遅らせる)」「要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐ」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう支援するものです。高齢者自身が、自分の健康づくりや介護予防の活動について、主体的に取り組む姿勢を持っていただくことが求められており、高齢者のセルフマネジメントの推進に向け、市やセンターが担う役割や取組について検討していきたい。

### 3 事業間連携 (社会保障充実分事業)

- ◆ 在宅医療・介護連携事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。(Q65) (錦田)

(7) 市の取組とセンターの取組に差が見られる業務

1 組織運営体制

- ◆ ・市：センターにおいて、3職種（それぞれの職種の準ずる者は含まない）が配置されているか。（Q25） ⇒ ×
  - ◆ ・センター：3職種（それぞれの職種の準ずる者は含まない）を配置しているか。（Q16） ⇒ ○（包括三島・北上・中郷）、×（三島北・錦田）
- \*包括三島・北上・中郷地区地域包括支援センターは保健師を配置していますが、三島北・錦田地域包括支援センター保健師に準ずる者として経験のある看護師の配置をしています。

3 事業間連携（社会保障充実分事業）

- ◆ ・市：在宅医療・介護連携事業における相談窓口とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。（Q79） ⇒ ○
  - ◆ ・センター：在宅医療・介護連携事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。（Q65） ⇒ ×（錦田）
- \*錦田地区地域包括支援センターは経営母体であり、隣接している三島総合病院の相談窓口にご相談を行っているため、三島市在宅医療介護連携センターへの相談は行っていません。（他包括は三島市在宅医療介護連携センターに実施している。）

## 2 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの委託状況について

### (1) 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについて

地域包括支援センターは、介護保険法に基づく包括的支援事業（総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）のほか、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務を一体的に行っています。指定介護予防支援については介護保険の要支援認定者に対し、介護予防ケアマネジメントについては基本チェックリストに該当する事業対象者に対し、サービスの計画作成・利用調整等を行うものです。

### (2) 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの委託に関する基準

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントは、条例又は要領により、ともに特定の種類又は特定のサービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正かつ中立に行わなければならないとされています。

また、一部を居宅介護支援事業所に委託できるとされています。

この委託をする場合は、同条例第 13 条各項に規定する事項を遵守しなければならないと、中立性及び公正性の確保を図るため、地域包括支援センター運営協議会（懇話会）の議を経なければならないとされています。

特定の種類又は事業所などに偏っているかどうかの明確な基準はないが、参考となる基準として、居宅介護支援事業所に対する特定事業所集中減算があります。要支援や事業対象者にではなく、「要介護認定者」を対象としているが、正当な理由なく訪問介護サービス等の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が 100 分の 80 を超えると、介護報酬を減算するとされています。

#### <参考>

「三島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（抜粋）」

（基本方針）

第 2 条

（略）

3 指定介護予防支援事業者（法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正かつ中立に行わなければならない。

（略）

（指定介護予防支援の業務の委託）

第 13 条 指定介護予防支援事業者は、法第 115 条の 23 第 3 項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 66 第 1 号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。

- (2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲及び業務量について配慮すること。
- (3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。
- (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

#### 「三島市介護予防ケアマネジメント実施要領（抜粋）」

（基本方針）

##### 第3条

（略）

- 3 センターは、介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類又は特定の総合事業実施事業者（総合事業を実施する事業者をいう。以下同じ。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

(3) 市内居宅介護支援事業所における要支援認定者及び事業対象者の受託状況について(令和3年11月末日現在)

No.	事業所名	市内利用者				市外利用者				同一法人内 他事業所 利用率 %	ケアマネ 常勤換算 人数	ケアマネ 1人当たりの 受託者数	受託可能人数	
		要支援認定 受託者数		事業対象者 受託者数		要支援認定 受託者数		事業対象者 受託者数					限度	限度との 差
		人 (再掲)	人 (再掲)	人 (再掲)	人 (再掲)	人 (再掲)	人 (再掲)	人	人					
1	あおい居宅介護支援事業所三島	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	1.0	1	4	4
2	あかなすの里 居宅介護支援事業所	19	2	1	0	0	0	0	0	8.3	2.0	0	40	16
3	梅名の里 指定居宅介護支援事業所	47	31	1	0	0	0	0	0	64.6	5.0	1	50	2
4	共立福祉ケアプランセンター	6	2	1	0	0	0	0	0	25.0	2.8	1	8	0
5	居宅介護支援事業所「ふるさとの丘」	18	8	4	0	0	0	0	0	37.0	2.0	1	27	0
6	居宅介護支援事業所 いづつラス	4	2	4	1	0	0	0	0	37.5	2.0	0	10	2
7	居宅介護支援事業所 ヴィターレ	51	26	8	4	12	11	3	3	59.5	3.0	1	74	0
8	居宅介護支援事業所 ちようどえ〜	26	0	7	0	0	0	2	0	0.0	3.0	1	35	0
9	居宅介護支援事業所 マハナテラス	20	5	3	1	1	0	0	0	25.0	3.0	1	30	6
10	居宅介護支援事業所 南二日町	31	3	2	0	7	1	0	0	10.0	3.0	1	40	0
11	居宅介護支援事業所 ラ・サンテふよう	38	21	7	4	1	0	0	0	54.3	5.0	2	55	9
12	居宅介護支援事業所かいごラボ	19	7	4	0	1	1	0	0	33.3	1.0	0	26	2
13	居宅介護支援事業所木の実	25	4	5	0	2	2	0	0	18.8	2.0	0	30	▲2
14	居宅介護支援事業所ふじろ	31	2	1	0	1	0	0	0	6.1	3.2	2	38	5
15	居宅介護支援事業所やすひさ	4	1	2	2	0	0	0	0	50.0	3.0	1	28	22
16	ケアセンター きたうえ	27	2	3	0	2	0	0	0	6.3	2.0	1	28	▲4
17	ケアセンター・ダイバ	0	0	1	0	0	0	0	0	0.0	1.0	1	1	0
18	ケアプランセンター コラボ	8	0	1	0	2	0	0	0	0.0	2.0	1	15	4
19	ケアプランセンターきらら	7	5	0	0	3	0	1	0	45.5	1.0	1	11	0
20	コスモス三島	14	2	11	0	1	0	0	0	7.7	4.0	2	32	6
21	新生高千穂(株) 指定居宅介護支援事業所	15	6	10	0	0	0	0	0	24.0	1.0	0	20	▲5
22	芹沢病院 居宅介護支援事業所	46	31	5	0	2	0	0	0	58.5	3.0	1	53	0
23	玉澤の里 介護支援 ふれ愛	7	2	3	0	1	0	0	0	18.2	3.0	2	30	19
24	ニチイケアセンター 三島	12	5	3	0	3	1	0	0	33.3	1.7	0	20	2



No.	事業所名	市内利用者		市外利用者		同一法人内 他事業所 利用率 %	ケアマネ 常勤換算 人数	ケアマネ うち 主任ケア マネの 数	ケアマネ 1人当たりの 受託者数	受託可能人数	
		要支援認定 受託者数	事業対象者 受託者数	要支援認定 受託者数	事業対象者 受託者数					限度	限度との 差
		同一法人内 他事業所 利用者数 人 (再掲)	同一法人内 他事業所 利用者数 人 (再掲)	同一法人内 他事業所 利用者数 人 (再掲)	同一法人内 他事業所 利用者数 人 (再掲)					人	人
25	ハビネスケアセンター	34	6	1	0	0	3.0	2	13	40	0
26	ふれあい富士居宅介護支援事業所	39	0	0	3	1	5.0	1	8	40	▲2
27	マ・メゾン花水木 ケアプランセンター	13	4	4	0	0	5.0	0	6	35	3
28	三島西南農業協同組合 居宅介護支援事業所	29	11	3	2	1	4.3	3	10	45	4
29	みしまケアセンター そよ風	27	3	4	6	1	2.0	1	22	35	▲8
30	三島市医師会 指定居宅介護支援事業所	30	6	1	1	0	3.0	0	11	32	0
31	三島市社会福祉協議会	37	12	0	1	1	3.0	1	13	40	2
32	三島総合病院附属 居宅介護支援センター	4	0	0	1	0	2.0	2	3	6	1
33	みのり居宅介護支援事業所	49	6	3	8	2	3.0	1	20	57	▲3
34	綿ぼうし	20	9	9	0	0	2.0	1	15	29	0
	合計	757	243	143	71	24	92.0	34	11	1,064	85

(注)

- 「同一法人内他事業所利用者数」は、居宅介護支援事業所と同一法人である他の介護保険サービス事業所の利用者数を記載
- 「同一法人内他事業所利用率」は、市内及び市外における「要支援認定受託者数」、「事業対象者受託者数」に対する「同一法人内他事業所利用者数」の割合を記載(小数点以下第2位を四捨五入)
- 「ケアマネ常勤換算人数」は、「職員の1週間の勤務時間数(残業は除く。)」を「当該事業所において常勤職員が勤務すべき1週間の時間数(所定労働時間)」で除して得た人数を記載(小数点以下第2位を四捨五入)
- 「ケアマネ1人当たりの受託者数」は、市内及び市外における「要支援認定受託者数」、「事業対象者受託者数」を「ケアマネ常勤換算人数」で除して得た受託者数を記載(小数点以下第2位を四捨五入)
- 「受託可能人数」のうち「限度」は、令和3年11月末日現在における受託者数を含めた受託可能限度人数を記載
- 「受託可能人数」のうち「限度との差」は、令和3年12月以降に受託可能な人数を記載

※各居宅介護支援事業所が地域包括支援センターから受託している利用者数について記載した上で、居宅介護支援事業所と同一法人内のサービス事業所の利用率、ケアマネジャー1人当たりの受託者数を太枠で明示しています。

※「梅名の里指定居宅介護支援事業所」「居宅介護支援事業所 ヴィタール」「居宅介護支援事業所 ラ・サンテふよう」「居宅介護支援事業所やすひさ」「芹沢病院 居宅介護支援事業所」の同一法人利用率が50%を超えていますが、100分の80という基準は下回っています。

※居宅介護支援事業所が受託可能な人数(まだ委託を受けられる余裕人数)は、令和3年11月末日現在、全体で85人となっています。

※これらの情報は、各地域包括支援センターに対して、指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの委託先を選定する際の参考となるよう情報提供していきたくいと考えています。

(4) 地域包括支援センターが直接担当している要支援認定者及び事業対象者の状況について(令和3年11月末日現在)

No.	センター名	直接担当している 要支援認定者数		直接担当している 事業対象者数		同一法人内 事業所数	同一法人内 他事業所 利用率	直接担当可能人数	
		同一法人内 他事業所利用者数		同一法人内 他事業所利用者数				限度	限度との差
		1種類 サービス 利用者数 (再掲)人	2種類 サービス 利用者数 (再掲)人	1種類 サービス 利用者数 (再掲)人	2種類 サービス 利用者数 (再掲)人				
1	地域包括支援センター三島	80	0	8	0	0	0	160	72
2	三島北地区地域包括支援センター	12	5	10	1	17	27.3	53	31
3	北上地区地域包括支援センター	12	5	2	1	5	42.9	30	16
4	錦田地区地域包括支援センター	43	5	3	0	2	10.9	60	14
5	中郷地区地域包括支援センター	89	39	4	1	13	45.2	95	2
	合計	236	54	27	3	37	22.4	398	135

(注)

1. 「同一法人内他事業所利用者数」は、地域包括支援センターと同一法人である他の介護保険サービス事業所の利用者数を記載
2. 「同一法人内事業所数」は、地域包括支援センターと同一法人である他の介護保険サービス事業所数を記載
3. 「同一法人内他事業所利用率」は、「直接担当している要支援認定者数」、「直接担当している事業対象者数」に対する「同一法人内他事業所利用者数」の割合を記載  
(小数点以下第2位を四捨五入)
4. 「直接担当可能人数」のうち「限度」は、令和2年11月末日現在における担当者数を含めた直接担当可能な限度人数を記載
5. 「直接担当可能人数」のうち「限度との差」は、令和2年12月以降に直接担当可能な人数を記載

※各センターが、直接担当している要支援認定者と事業対象者について、同一法人内のサービス事業所の利用率を太枠で明示しています。

※「三島北地区地域包括支援センター」「中郷地区地域包括支援センター」の同一法人利用率が高くなっていきますが、100分の80という基準は下回っています。

#### 4 令和4年度における三島市地域包括支援センター運営事業の業務委託について

令和4年度も、三島北地区、北上地区、錦田地区及び中郷地区の4地区の地域包括支援センターは、委託により設置及び運営を行います。

現在の各受託者は、令和元年度に公募型プロポーザル方式により選定した法人であり、いずれも支障なくセンターの運営及び業務の遂行ができていることから、令和4年度も、引き続き、現在の受託者に委託することを予定しています。

北上、錦田及び中郷の地域包括支援センター業務委託については、令和2年度から令和6年度までの長期契約を締結してあります。

委託期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日 ※令和2年度から令和6年度まで5年間の長期契約		
	委託センター名	法人名	代表者
北上地区	北上地区地域包括支援センター	医療法人社団 志仁会	理事長 関 伸二
錦田地区	錦田地区地域包括支援センター	独立行政法人地域医療機能推進機構 三島総合病院	病院長 野田 芳人
中郷地区	中郷地区地域包括支援センター	社会福祉法人 静和会	理事長 寺門 厚彦

三島北地区地域包括支援センター業務委託については、令和元年6月のプロポーザル実施時に、次回の公募までの間において1年ごとの単年度契約とすると示して公募したため、単年度契約を更新していくこととなります。

なお、令和2年度の契約において、市が受託者の事業評価を懇話会に報告し、その意見を求めた上で、運営状況が良好であると判断した場合には、契約期間を1年間ずつ令和7年3月31日まで更新できる旨を定めてあります。

委託期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ※令和3年度委託期間の満了日の翌日から1年間の更新		
予 定 者	委託センター名	法人名	代表者
(今年度受託者)	三島北地区地域包括支援センター	社会福祉法人 ウェルネスケア	理事長 加藤 信秀
※現在の受託期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日			

#### <参考>

三島北地区に係る令和2年度「三島市地域包括支援センター運営事業委託契約書」(抜粋)  
(委託期間)

第5条 この契約による委託期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。  
ただし、委託者が受託者の実施する事業評価を三島市地域包括支援センター運営懇話会に報告し、その意見を求めた上で、運営状況が良好であると判断し、かつ、委託期間の満了の6か月前までに委託者又は受託者いずれか一方から契約の更新をしない旨の申出がない場合は、委託期間の満了日の翌日から1年間この契約を同一条件で更新するものとし、以降令和7年3月31日まで同様とする。

令和3年度第1回地域包括支援センター運営懇話会(令和3年7月8日開催)にて審議済み